

2021年11月19日発行



宮城労働局メールマガジン

目 次

1. 令和3年10月1日から「業務改善助成金」がさらなる要件緩和を行いました
2. 中小企業退職金共済（中退共）制度のご案内

-
1. 令和3年10月1日から「業務改善助成金」がさらなる要件緩和を行いました

「業務改善助成金」は、事業場規模100人以下で、宮城県内事業場の場合、時給換算で883円以下の労働者がいる場合に、設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）等により生産性を向上させ、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の20円以上引き上げを図る場合に、費用の一部を支援する助成金です。

要件緩和の概要は以下のとおりです。

- 人材育成・教育訓練に関する要件緩和
 - ①外部講師の謝金について、回数制限と上限の緩和
（変更前）1回限り、上限30万円
（変更後）1回当たり10万円、上限50万円
 - ②外部団体が行う研修等の受講費の上限の緩和
設備投資の範囲の拡充
（変更前）30万円
（変更後）50万円

この助成金の概要及び支給要領、申請書類及び申請書類の記載例は、下記URLをご覧ください。

○業務改善助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/zigyonushi/shienjigyoyou/03.html

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

-
2. 中小企業退職金共済（中退共）制度のご案内

中退共制度は、中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度に加入しませんか？

制度の特色

- 掛金の一部を国が助成（※一部対象外あり）
- 掛金は全額非課税で手数料不要
- 社外積立型で管理が簡単
- 従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせ
- 家族従業員やパートタイマーも加入可
- 他の退職金・企業年金制度等の間で、積立資産の持ち運びが可能

【お問合せ先】

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
電話 03 - 6907 - 1234